

伯耆町食材供給連絡協議会規約

(名称及び目的)

第1条 この会は、伯耆町食材供給連絡協議会（以下「協議会」という。）と称し、地産地消の観点から、町内で生産された生産者自身が誇れる新鮮で安全性の高い農林産物を、地域の小学生や中学生等の給食食材として供給するとともに、生産者の所得向上・生きがい増進の一端を担うことを目的とする。

(役員)

第2条 協議会には、次の役員を置き、役員会を構成する。

会	長	1名
副	会 長	1名
食材供給担当		2名
会	計	1名
監	事	2名

- 2 役員は総会において選任し、任期は1年とするが、再任は妨げない。
- 3 会長は協議会・役員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長がやむをえない事情により欠けたときは、会長の職務を代行する。
- 5 食材供給担当は、食材供給の調整・トラブルの対応等を行う。
- 6 会計は、協議会の会計・経理を行う。
- 7 監事は、協議会の出納を監査する。
- 8 役員会は、協議会の行う事業について審議する。

(総会)

第3条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会は原則として年1回以上開催し、次のことについて協議・決定する。
 - 1 当該年度の事業報告、会計報告に関すること
 - 2 協議会規約の改正に関すること
 - 3 手数料の変更に関すること
 - 4 その他協議会の運営に関すること
- 3 協議会の事業年度及び会計年度は4月1日から3月31日とする。
- 4 協議会における議事は、出席会員の過半数で決し、同数のときは、会長の決するところによる。

(会員)

第4条 この協議会は、協議会への加入を希望する生産者を会員として登録する。

- 2 入会の申し込みは、会員登録申請書により随時受け付ける。
- 3 退会は任意とし、会長にその旨を申し入れることとする。

(アドバイザー)

第5条 この協議会には、次のとおりアドバイザーを置く。

- 1 鳥取西部農業協同組合南部伯耆宮農センター長
- 2 鳥取西部農業協同組合岸本支所長
- 3 鳥取西部農業協同組合溝口支所長
- 4 大山ガーデンプレイス支配人
- 5 スマイルドーム大山望施設長

2 アドバイザーは、協議会及び調整会議において、運営方法等の助言をするものとする。

(食材供給調整会議)

第6条 供給する食材の種類や数量等については、食材供給調整会議（以下「調整会議」という。）で決定する。

2 調整会議の構成員は、下記のとおりとする。

- 1 伯耆町食材供給連絡協議会
- 2 伯耆町立学校給食センター
- 3 教育委員会事務局
- 4 アドバイザー

(手数料及び運営費)

第7条 この協議会は、供給農林産物の価格の2%（小数点以下切捨て）を手数料として徴収する。

2 この協議会の運営費は、手数料を充当する。

(食材供給ルール)

第8条 食材の供給ルールについては、役員会で審議、決定する。

(食材代金の精算)

第9条 会員は、鳥取西部農業協同組合の口座を登録する。

2 会計は、食材代金から手数料を差し引いた額を、供給月の翌月末までに会員口座に振り込むこととする。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については、役員会及び総会で定める。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

改正附則（平成21年5月21日改正）

この改正規約は、公布の日から施行する。

改正附則（令和元年5月14日改正）

この改正規約は、公布の日から施行する。ただし、第7条第1項の規定は、令和元年5月納入分から適用する。

改正附則（令和6年5月9日改正）

この改正規約は、公布の日から施行する。